

② 定率法を定額法に変更した場合

【計算式】

$$\begin{array}{ccccccc} \text{変更した年の1月1日} & & \text{前記(2)ロにより定め} & & \text{その年に業務の用} & & \text{変更後の} \\ & & \times \text{られた耐用年数に応ずる} & \times & \text{に供された月数} & = & \text{減価償却費} \\ \text{の未償却残高} & & \text{定額法の償却率} & & \frac{\quad}{12} & & \end{array}$$

※ 未償却残高が1円になるまで償却します。

※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

【設例】

次の減価償却資産について、償却方法を定率法から定額法に変更し、変更後の耐用年数について前記(2)ロiiの耐用年数を選択した場合

取得価額：10,000,000円

耐用年数：10年

耐用年数10年の定率法の償却率 ⇒ 0.250

耐用年数10年の定額法の償却率 ⇒ 0.100

耐用年数7年の定額法の償却率 ⇒ 0.143

変更した年の1月1日における未償却残高：4,300,000円

未償却残高割合 $4,300,000 \text{円} \div 10,000,000 \text{円} = 0.430$ (小数第4位を四捨五入)

未償却残高割合 0.430 は耐用年数取扱通達「付表7(2) 定率法未償却残高表(平成19年4月1日以後取得分)」の耐用年数10年の欄の0.563(経過年数2年)と0.422(経過年数3年)の間に位置するため、下位の0.422に対する3年が経過年数になります。

【付表7(2) 定率法未償却残高表(平成19年4月1日以後取得分)】抜粋

耐用年数 \ 経過年数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1年	0.167	0.375	0.500	0.583	0.643	0.687	0.722	0.750	0.773	0.792	0.808	0.821	0.833
2年	0.028	0.141	0.250	0.340	0.413	0.472	0.521	0.563	0.598	0.627	0.653	0.674	0.694
3年	0.000	0.053	0.125	0.198	0.266	0.324	0.376	0.422	0.462	0.497	0.528	0.553	0.578
4年		0.000	0.063	0.116	0.171	0.223	0.272	0.318	0.357	0.393	0.426	0.454	0.481
5年			0.000	0.058	0.110	0.153	0.196	0.237	0.276	0.312	0.344	0.373	0.401
6年				0.000	0.055	0.102	0.149	0.193	0.233	0.269	0.298	0.321	0.339
7年					0.000	0.051	0.094	0.133	0.165	0.195	0.225	0.251	0.276
8年						0.000	0.047	0.089	0.124	0.155	0.182	0.206	0.229
9年							0.000	0.044	0.082	0.118	0.145	0.169	0.193
10年								0.000	0.041	0.077	0.105	0.136	0.161

法定耐用年数(10年)から経過年数(3年)を控除した年数(7年)で変更後の減価償却を行います。

$$10 \text{年} - 3 \text{年} = 7 \text{年}$$

$$4,300,000 \times 0.143 \times 12/12 = 614,900 \text{円 (変更後の減価償却費)}$$